

決議案第3号

池子2丁目崖崩落事故に関する決議

標記の決議案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年12月14日

逗子市議会議長 丸山 治 章 殿

逗子市議会議員

岩 定 年 治 


同

加 藤 秀 子 

同

中 西 直 美 

同

橋 爪 明 子 

(別紙)

池子2丁目崖崩落事故に関する決議

令和2年2月5日午前8時頃、池子2丁目地内のマンション敷地のり面の土砂が崩落、崖下を歩行中の高校生が亡くなる事故が発生し、逗子市民は悲しみに包まれた。

逗子市議会は、改めて被害者と遺族の方に哀悼の意を表し、今回の痛ましい事故を教訓にして、二度とこのようなことが繰り返さないために、自然災害に対する備えと市民の命と安全を守る防災対策について怠ることなく、行政と力をあわせて取り組むものである。

逗子市は、事故発生後、土砂の撤去、交通の安全確保、仮復旧工事などを行ない、周辺住民の不安解消に努めた。また、全市の主要道路に接する災害警戒区域の緊急調査を実施した。

今定例会には、市とマンション管理組合（以下「組合」という）との協議が整い、その合意に至ったことから、池子2丁目崖崩落事故で、これまで市が負担してきた仮復旧工事費など総額37,500,100円について、無利息・無担保で貸し付け、令和3年から令和15年までの13年間、毎年300万円あまりが分割返済される内容で和解の議案が提案され、可決された。

また、将来に渡る安全対策として、本格的な復旧工事が計画され、総額52,646,000円について国7割、市3割の負担で補正予算も提案され、可決された。

よって、逗子市議会は、組合に対して、厳しい財政状況の中で、市民の税金で本復旧工事費15,793,800円を捻出した上で、今後、災害復旧の本工事を行なうことから、組合に貸し付けた市が支払い済みの費用の返済については、遅滞なく履行されることを求めるとともに、被害者遺族からの損害賠償について、早期に解決されることを強く要望するものである。

以上のとおり決議する。

令和2年12月14日

逗子市議会